

# インターネット利用環境整備を巡る 最近の動向について

平成20年12月  
総合通信基盤局  
消費者行政課

# 1 青少年インターネット利用環境整備法について

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。平成20年6月18日公布。
- 公布日から、1年を超えない範囲内で政令で定める日(平成21年4月1日)から施行。
- 施行後3年以内に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるもの(附則第3条)。

## 基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得  
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

## 政府

### インターネット青少年有害情報対策・ 環境整備推進会議(内閣府)

会長: 内閣総理大臣  
委員: 内閣官房長官、その他国務大臣

策定

### 基本計画

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援等

支援

## 民間

携帯電話会社  
プロバイダ  
パソコンメーカー

フィルタリング提供義務

フィルタリング開発・  
提供事業者

開発の努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年

## 【政令を定める趣旨】

法律上フィルタリングの提供義務が課せられている携帯インターネット接続サービス等のうち、法目的に照らし、青少年が有害情報を閲覧する機会が少ないものを政令によって除外等するもの。これにより、青少年保護のために必要かつ適正な範囲とするとともに、事業者に対する過大な負担を避けること等を目的。

## 法律

### ■ 携帯電話事業者による フィルタリングの提供義務



### 以下の場合を除外

- ① 携帯電話をパソコンにケーブルで接続し、パソコン上でインターネットを閲覧する場合等
- ② 法人向けに提供されている場合等

← 青少年の利用する可能性が低いため

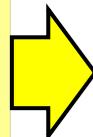
### ■ インターネット接続事業者による フィルタリングの提供義務



### □ 契約者数が5万未満の事業者を除外

← 中小事業者の過大な負担をなくすため

### ■ 法施行前に行われたフィルタリング の利用意思確認の効力



### □ 法施行後も有効

← 親権者が短期間に同じ趣旨の申出を行う負担をなくすため

※ 親権者がフィルタリングを利用しない旨の意思表示を行った場合には、フィルタリング提供義務は無効となる。

■ **青少年インターネット利用環境整備法第17条は、携帯電話インターネットサービスを利用する青少年に対し、保護者が不要としない限り「青少年有害情報フィルタリングサービス」の提供を義務付け。**

■ **同法はその内容の説明について規定を設けていないが、フィルタリングサービスの設定にあたっては、制限される情報の範囲等について説明の上、設定されることが望ましい。**

→ **電気通信事業法第26条は、電気通信役務に関する提供条件に関する説明義務を定めており、青少年インターネット利用環境整備法の施行後、本規定に基づき、フィルタリングに関する説明が求められると考えられる。**

## <参照条文>

### ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 第17条

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。

### ○電気通信事業法第26条

電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

### ○電気通信事業法施行規則第22条の2

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一～四 （略）

五 提供される電気通信役務の内容（名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その内容を含む。）

## 2 「安心ネットづくり」促進プログラムについて

# 「安心ネットづくり」促進プログラムの概要

- 迷惑メールや児童ポルノ、自殺サイト等のインターネット上の違法有害情報が社会問題化されていることを踏まえ、第169回国会において「青少年インターネット利用環境整備法」及び「改正特定電子メール法」が成立。その施行に向け、関連施策の具体化への早急な着手が必要。また、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的・効率的に推進するとの観点から、民間の自主的取組の一層の促進とICTメディアリテラシーの強化が要請。
- このため、総務省においては、国際的視野も持ちつつ、違法・有害情報対策の包括的政策パッケージとして「安心ネットづくり」促進プログラムの策定に着手。7月中旬から、総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」において検討を開始し、11月26日に最終取りまとめ案を公表。これに基づき本年中にプログラムを策定。

## 第1 安心を実現する基本的枠組の整備

安心ネット利用のための基本法制の整備等

国際連携推進のための枠組の提案

様々な連携の推進

## 第2 民間における自主的取組の促進

違法・有害情報の対策の推進

児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討

コンテンツ・レイティングの普及促進

違法・有害情報対策に資する技術開発支援

国際的視野に立った  
 包括的な  
 違法・有害情報対策

## 第3 利用者を育てる取組の促進

家庭・地域・学校における情報モラル教育

ペアレンタルコントロールの促進

コンテンツ事業者等による利用者啓発活動促進

利用者を育てる取組の協調的な推進

違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

# インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会

## 1. 目的

- 「闇サイト」を用いた犯罪や、青少年が、いわゆる出会い系サイト等のインターネット上の有害なサイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれたりする問題が発生
- このような問題に対処するため、青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発など、違法有害情報に対する総合的な対応について検討することが必要

## 2. 検討体制

学識経験者、利用者団体、主要な電気通信事業者（団体）等から構成

- 座長：堀部政男 一橋大学名誉教授
- 座長代理：長谷部恭男 東京大学教授

## 3. 検討事項

1. インターネット上の違法・有害情報の現状と課題の検証
2. 政府、業界、電気通信事業者などにおける対応
3. 政府などによる支援方策等
4. 上記に関する総合的な対応方針

## 4. スケジュール

平成19年11月26日に第1回検討会を開催

平成20年4月25日に中間取りまとめとして、携帯電話フィルタリングサービスの実効性ある普及に向けた提言を発表。

👉 **最終取りまとめとして、「安心ネットづくり」促進プログラムを年内を目途に策定**

# 検討会構成員一覧(五十音順)

相磯 秀夫 インターネット・コンテンツ審査監視機構  
 井上 恵悟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 事業部  
 第2グループ長

越山 正則 ソフトバンクテレコム(株) サービス開発本部コン  
 シューマインターネット サービス部 部長

岡村 久道 弁護士  
 加藤 秀次 (社)日本PTA全国協議会 副会長  
 菊池 尚人 慶應義塾大学准教授  
 岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局長  
 木村 たま代 主婦連合会  
 楠 正憲 マイクロソフト(株)技術統括室CTO補佐  
 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会サービス倫理委員会委員長  
 (AT&Tジャパン(株)通信渉外部長)  
 (株)ミクシィ 経営管理本部長  
 小泉 文明 (財)インターネット協会 副理事長  
 国分 明男 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
 斎藤 誠 (社)電気通信事業者協会 専務理事  
 坂田 紳一郎 楽天(株) 渉外室室長  
 関 聡司 ネットスター(株) 営業マーケティング本部  
 広報部 部長  
 高橋 大洋 國學院大學法学部専任講師  
 高橋 信行 (社)全国高等学校PTA連合会 会長  
 高橋 正夫 KDDI(株) コンシューマ事業統括本部コンテン  
 ツ・メディア本部コンテンツサービス企画部長  
 竹之内 剛 (社)日本インターネットプロバイダー協会 副会長  
 立石 聡明

田野 弘 (株)NTTドコモ コンテンツ&カスタマ部  
 担当部長  
 長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長  
 ○長谷部 恭男 東京大学教授  
 春田 真 (株)DeNA 取締役総合企画部長  
 平澤 弘樹 (株)ウィルコム 取締役執行役員  
 常務ネットワーク技術本部長  
 別所 直哉 ヤフー(株) 最高コンプライアンス責任者(CCO)  
 兼 法務本部長  
 ○堀部 政男 一橋大学名誉教授  
 松山 隆司 京都大学教授  
 丸橋 透 ニフティ(株) 法務部長  
 森 亮二 弁護士  
 山口 英 奈良先端科学技術大学院大学教授  
 吉川 誠司 WEB110 代表  
 若井 昌広 NTTコミュニケーションズ(株)  
 ネットビジネス事業本部OCNサービス部 部長

(オブザーバ)  
 内閣官房IT担当室  
 内閣府政策統括官(共生社会担当)付青少年調整第2担当  
 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課  
 経済産業省商務情報政策局情報経済課  
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 (敬称略)

◎ 座長 ○ 座長代理

## 最終取りまとめのねらい

インターネット上の違法・有害情報への対応について、これまでの取組を整理した上で、今後の対策の方向性を明らかにするため、「①安心を実現する基本的枠組みの整備」「②民間における自主的取組の促進」「③利用者を育てる取組の促進」を柱とした総合的な政策パッケージを提示。

## 背景

- 本検討会の中間取りまとめを踏まえ、第三者機関による認定開始、既存契約者に対するフィルタリングサービスの意思確認の開始等、携帯電話フィルタリングの導入促進・改善に向けた取組が進展。
  - 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、施行(来年4月1日予定)に向けた準備が進展。同法では、民間の自主的取組やリテラシーの向上を基本理念として掲げ、施行状況を踏まえて施行後三年以内に見直しを行うこととされており、法の趣旨に基づく取組の進展により、インターネット利用環境が整備されていくことを期待。
  - 他方、硫化水素による自殺誘引サイトの問題、秋葉原連続殺傷事件を受けたインターネット上の犯罪予告等、が発生しており、インターネット上の違法・有害情報対策として、民間の自主的取組に任せるのではなく、むしろ規制を強化すべきとの声を後押しするような事案も引き続き発生。
- ☞ **青少年インターネット利用環境整備法の基本理念を具現化する観点から、施行後三年以内(2011年まで)に講ずべき施策を明確化する必要。**

- 2008年10月8日、違法・有害情報対策をはじめとするインターネット利用環境整備を国民的課題と位置づけ、インターネット関連企業、中小企業や意欲ある個人、地域のボランティアグループ、インターネットを利用する企業等多くのプレーヤーが参画する産学連携の枠組みとして「安心ネットづくり」促進協議会の設立が発起。
- 本検討会で示された方向性に沿って、民間の自主的取組や、親子のリテラシー強化活動等の結節点となり、インターネット利用環境の整備を推進する母体となっていくことを期待。

## <発起人一覧> (五十音順・敬称略)

### ■ 通信事業者

山田 隆持 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 代表取締役社長  
小野寺 正 KDDI株式会社 代表取締役社長兼会長  
孫 正義 ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼CEO  
鈴木 幸一 株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役社長

### ■ 通信機器メーカー

間塚 道義 富士通株式会社 代表取締役会長

### ■ コンテンツ企業等

井上 雅博 ヤフー株式会社 代表取締役社長  
三木谷 浩史 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長  
南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役社長  
笠原 健治 株式会社ミクシィ 代表取締役社長  
樋口 泰行 マイクロソフト株式会社 代表執行役社長

### ■ 一般企業

石原 邦夫 東京海上日動火災保険株式会社 取締役会長  
福島 保 株式会社ベネッセコーポレーション 代表取締役社長兼COO  
山元 峯生 全日本空輸株式会社 代表取締役社長

### ■ 学識経験者等

堀部 政男 一橋大学名誉教授  
金子 郁容 慶應義塾大学教授  
村井 純 慶應義塾大学教授  
清原 慶子 東京都三鷹市市長  
高橋 正夫 社団法人全国高等学校PTA連合会 会長  
曾我 邦彦 社団法人日本PTA全国協議会 会長

## <主な活動内容>

### 活動の柱 ① 総合的なリテラシー向上の推進

- I (仮称)「e-ネット・マラソンシンポジウム」事業
- II 親子のICTメディアリテラシー推進事業

### 活動の柱 ② 民間による自主的取組の促進

- III (仮称)「e-ネットづくり！」宣言事業
- IV コンテンツ・レイティング実証プロジェクトの企画
- V 児童ポルノ対策の検討

### 活動の柱 ③ 利用環境整備に関する知見の集約

- VI 違法・有害情報の分野別の影響調査
- VII 民間企業、自治体の取組を紹介するポータルサイト運営

## <スケジュール>

- 10月8日 発起人総会開催
- 11月7日 会員募集開始
- 平成21年1月下旬ごろ 設立総会開催予定